

空き家バンクへの登録の前に

知ってトクする補助制度 等のご紹介

この度は空き家バンクへの登録をご検討いただきありがとうございます。

登録するのはいいけれど、実際に成約に結び付けるためにはどうすればいいんだろう？

そんな疑問や心配にお答えします。

Q1.人気のある物件や、決まりやすい条件、地域なんかはあるの？



物件や地域によって決まりやすい、決まりにくいという傾向はあまりありません。少し古くて場所も不便なので価格を安く設定するなど、物件に見合った価格設定をすることが重要です。価格の変更は登録後も電話一本で可能なので、お気軽にお申し付けください。

契約条件は売買よりも賃貸の方が決まりやすい傾向にありますが、賃貸の場合は生活に必要な最低限の設備（電気や給湯・給排水など）に関しては、所有者様で修繕などを行う必要があります。（光熱費などは入居者様負担です）

また、売買・賃貸ともに部屋の内装が傷んでいたり、家具家財が未処分の状態だったりすると案内時の印象が悪く、決まりにくい傾向があります。

Q2.家具や家財の処分をしたいんじゃが、費用がかかるのう・・・



空き家バンクへ登録することを条件に、家具や家財の撤去費用を補助する制度があります。補助額は処分にかかった費用の50%（上限10万円）です。

実際に撤去を実施される前に手続きが必要なので、事前にご相談いただき、申請の後に撤去を開始してください。

また、売買で募集する場合、家具家財をそのまま現状渡しで募集することも出来ます。購入する方に処分をお願いする代わりに、価格を安く設定するなどの配慮が必要です。

Q3.決まりやすい賃貸で募集したいが、生活に最低限必要な設備の修繕の費用負担がやれんのう・・・



空き家バンクへ登録することを条件に、家屋の改装や設備の交換、ハウスクリーニングに要する費用を補助する制度があります。50万円以上の費用の工事が対象となり、補助額は工事費用の30%（上限30万円まで）です。

工事に着工する前に手続きが必要なので、事前にご相談いただき、申請の後に工事を開始してください。

工事費用があまりにも高い場合、毎月の賃料でかかった費用を回収することが難しい場合もあります。じっくりお考えの上、お決めください。

裏面へ続く → → →

Q4.貸したり売ったりするのはええが、実際にどんな人が利用するのか心配……。地域に馴染める良い人ならええんじゃがなあ。



空き家バンクへ登録いただいた物件を利用したいという方がおられた場合、役場で勝手に契約を進めることは絶対にありません。役場から所有者様に連絡をして、出来るだけ直接会って話をさせていただいた上で、契約を進めるかをご判断いただくこととなります。もちろん、話をされた上でお断りをされても問題はありません。

空き家バンクへの登録をきっかけにして新しい移住者が増え、地域の行事が復活するなど地域の活性化に成功した事例も北広島町内にあります。

Q5.登録してみたいけど、遠方じゃけえ北広島町になかなか行かれん。どうしたらええかのう……



登録は電話と郵送で可能です。電話でご相談をいただいたのち、登録したいということであれば、こちらから登録用紙を郵送でお送りします。

登録用紙に必要事項をご記入の上、案内・写真撮影に使用しても良い物件のカギを同封してご返送ください。カギは役場企画課にて成約に至るまでお預かりします。

また、登録後の価格の変更や掲載情報の変更なども電話でご指示をいただければ対応できます。県外に在住する所有者様の物件も多く登録いただき、実際に成約しています。

※ 登録用紙は北広島町ホームページからダウンロードすることも出来ます

空き家は所有者様にとって大切な資産であることはもちろん、地域にとっても活性化のためのチャンスとなる存在です。寝かしておくのはもったいない！



まずは、たちまちお電話を！

お問い合わせ

北広島町役場 まちづくり推進課 定住推進係

TEL：050-5812-1856

E-mail：teijyu@town.kitahiroshima.lg.jp

※北広島町空き家バンクのホームページは「北広島町 バンク」で検索してください

ご連絡お待ちしております！